

●10月3日に浜田良之議員、島田けい子議員がおこなった意見書・決議案討論と議案討論、意見書案文、意見書案採決結果、議案採決結果をご紹介します。

浜田 良之 意見書案討論	・・・ 1
島田けい子 議案討論	・・・・・・ 4
意見書案文	・・・・・・ 6
意見書案採決結果	・・・・・・ 18
議案採決結果	・・・・・・ 19

9月定例会 意見書・決議案討論

浜田良之(日本共産党・京都市北区)

2013年10月3日

日本共産党の浜田よしゆきです。議員団を代表して、ただいま議題となっている意見書案12件について、3党派提案の「大規模災害対策の促進を求める意見書」案と「若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書」案に反対し、他の意見書案について賛成の立場で討論します。

まず、わが党提案の6件の意見書案についてです。

最初に、来年4月からの消費税8%への増税の中止を求める意見書案についてです。

安倍首相が、消費税率を来年4月に5%から8%に予定通り引き上げる、と発表しました。しかし、来年4月からの消費税増税には、まったく道理がありません。

なによりも国民は消費税の増税を認めていません。先の参議院選挙でも、政府・自民党は、消費税増税を争点とすることを徹底的に避けてきました。さらに選挙後の、どの世論調査をみても、増税を予定通りに実施すべきだという意見は2～3割程度しかありませんでした。それなのに、国会でもいっさい審議をしないで、首相の一存で消費税増税を強行しようとするのは、民主主義の根幹を破壊する暴挙といわなければなりません。

首相は、日本経済が「回復の兆しを見せている」ことを消費税増税の根拠としましたが、1997年をピークに国民の所得は減り続け、労働者の平均年収は70万円も減少し、月給は15ヶ月連続減り続けています。一方、物価だけは上がり始め、暮らしはますます大変になっています。中小企業や小売商店では、長期にわたる不況のもとで、今でさえ消費税を販売価格に転嫁することができないのに、消費税増税が強行されれば、「もう店をたたむしかない」と言われています。首相は、消費税増税で深刻な景気悪化がおきることを認めています。だから、復興特別法人税の廃止を含めると6兆円規模の「経済対策」を行うことを表明しました。しかし、6兆円の経済対策の中身は、大企業減税と従来型の大型公共事業が中心であり、東日本大震災からの復興にあてる財源のうち、大企業の負担する復興法人税だけを前倒して廃止しようとしています。「国民に大增税、大企業に減税とは何事か」「被災者をないがしろにするのか」と怒りの声が沸き起こるのは当然です。

また、山田知事は、代表質問での答弁で、「少なくとも今回の消費税は、社会保障に使われるという形で法律上はなっていますので、それがきちっと守られるようにしていかなければならない」と述べましたが、約8兆円の増税分の4分の3にあたる6兆円を経済対策にあてるというわけですから、社会保障に使われる保障はまったくありません。それどころか、消費税増税とセットで、年金の引き下げ、医療費の引き上げ、介護サービスからの締め出しなど、社会保障の大改悪がすすめられようとしています。

首相が増税実施を表明しても、国民はあきらめていません。9月27日には、東京・日比谷野外音楽堂で5千人を超える国民集会が開かれましたが、京都でも10月10日に円山音楽堂で府民集会が計画されています。来年4月からの消費税増税の中止を強く求めるものです。

次に、社会保障制度の改革「プログラム法案」づくりの撤回を求める意見書案、年金改悪中止を求める意見書案、介護保険からの軽度者外し中止を求める意見書案についてです。

安倍内閣が8月末に閣議決定した「社会保障改悪プログラム法案骨子」には、医療・介護・年金・子育ての各制度改悪を確実に実行するための日程が目白押しです。プログラム法案を10月の臨時国会で成立させ、消費税増税と一体で社会保障大改悪を推進する構えです。深刻なのは、安倍政権の社会保障破壊がすでに国民の暮らしの基盤を掘り崩していることです。

8月から3年間で総額670億円の生活保護費削減が始まり、受給世帯に「猛暑なのに扇風機やエアコンを我慢して具合が悪くなった」など健康にまでかかわる被害がもたらされ、生活保護費減額への不服審査請求が8500件を超えるなど、全国各地で反撃の運動が広がっています。

続いて、公的年金の削減が、10月分（12月受け取り分）から実行されます。これは、昨年の国会で民主党政権が提案し、民自公3党などの賛成で成立した年金改悪法にもとづくもので、高齢年金、遺族年金、障害年金について、現在の支給額を3年かけて2・5%引き下げる計画です。10月から1%、来年4月から1%、再来年4月から0・5%と連続カットです。過去に例のない規模とやり方です。同じ時期、消費税税率は来年4月から8%、再来年10月から10%へ大幅アップがねらわれています。頼みの年金はどんどん目減りする半面、買い物するたびににかかる消費税は重くなる。高齢者の暮らしを直撃する政治に怒りの声が上がリ、年金受給者が「納得できない」と全国各地で不服審査請求に立ち上がる運動を開始したのはあまりに当然です。政府が持ち出す削減理由は「過去の物価下落時に支給額を下げなかったから」です。この理由は実態とかけ離れています。物価の下落幅が大きいのは、もっぱら大型テレビやパソコンなど高齢者や母子世帯がひんぱんに購入するものではありません。それどころか食料品などは上がっています。過去の物価下落時に年金支給額を据え置いたのも、受給者の生活状態がとてもし引き下げできる状態になかったからです。「値上げの秋」と言われるように、食料品や電気代などの値上げが本格化しているいま、年金削減の強行は高齢者の暮らしに計り知れない打撃を与えます。年金の削減は消費を冷え込ませ、「デフレ不況」克服にも逆行します。

介護保険をめぐるのは、「特別養護老人ホームに入所できるのは要介護3以上に限る」「要支援1・2は介護保険給付の対象から除外する」など、厚生労働省が毎週のように明らかにする介護保険改悪の具体的方針に国民の不安と怒りが広がっています。高齢化で毎年増加が見込まれる介護保険の公的費用を無理やり抑えるために利用者・家族にひたすら負担を求める乱暴きわまるやり方です。消費税率がさらに引き上げられる2015年度からの改悪実施を狙っており、利用者・家族に増税と介護保険改悪のダブルパンチ以外のなにものでもありません。とりわけ、「要支援1、2」の皆さんが、生活支援を受けられなくなれば、生活が立ちいかなくなり、要介護になるおそれもあります。

社会保障制度の解体につながる、改悪スケジュールをひとまとめにした「プログラム法案」の提出は、絶対に許せません。

次に、労働法制の規制緩和をやめ「ブラック企業」根絶を求める意見書案についてです。

政府による度重なる労働法制の規制緩和や、大企業が利益を労働者の賃上げに回さず、内部留保を増やしてきたことによって、勤労者の所得は減り続け、若い世代を中心に非正規労働者が急増しています。内部留保の1%程度を取り崩しただけで月1万円の賃上げが実施できる大企業が8割あり、直ちに、賃金を引き上げることは可能です。また、これ以上の労働法制の規制緩和を中止し、誰もが安心して働ける労働のルールを確立することが必要です。

若者を酷使し「使い捨て」する「ブラック企業」対策として、厚生労働省は、初めて9月を集中月間に設定して、立ち入り調査を実施しました。長時間労働やパワーハラスメントに苦しむ若者たちが、泣き寝入りせず、勇気ある告発運動に立ち上がったこと、参議院選挙でも「ブラック企業」問題が大きな争点になったことが、政府を動かしたものです。厚生労働省は、よほど悪質でないかぎり企業名は公表しないとされていますが、「ブラッ

ク企業」を根絶するために、大企業に正面から踏み込み、違法の事実があれば企業名を公表するという、断固とした姿勢を示すべきです。また、「月間」だけでなく、日常的に違法行為を取り締まる監督官の増員など、国の監督指導体制を強化すべきです。

なお、3会派提案の「若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書」案は、労働者派遣法の改正にはまったくふれず、「多様な働き方」を口実に、職務などを限定し解雇しやすい「限定正社員」の普及などを求めており、反対です。

最後に、オスプレイの実動訓練の中止を求める意見書案についてです。

防衛省は、10月に陸上自衛隊饗庭野演習場で行う日米共同訓練で、米海兵隊の垂直離着陸機オスプレイを使用することを明らかにしました。防衛省によると、オスプレイ訓練は、陸自と米海兵隊による敵陣地への攻撃に際し、両部隊を敵陣地後方に輸送し、敵の退路を遮断することにより正面からの攻撃を援護するというシナリオで行われます。まさに、武力の威嚇や行使を禁じた憲法9条に反する訓練です。

関西広域連合は8月29日、オスプレイの訓練受け入れに関する政府への要請書を提出しましたが、「関係自治体や住民に具体的説明や情報提供がない」と政府の対応を批判したうえで、「饗庭野演習場など日米地位協定に規定された演習場だけでなく、他の演習場や空港も含め検討する」「自治体や住民に選定経過の説明を尽くす」ことを求めています。山田知事は代表質問の答弁で、前者については、「沖縄県の基地負担の軽減を全国的課題として進めるべきということ」だと述べました。しかし、オスプレイの飛行訓練を他の演習場や空港で受け入れるということは、基地負担の軽減でなく、拡散ではありませんか。後者については、事故や騒音被害を懸念する住民らが情報提供を求めている普天間基地から饗庭野演習場までのオスプレイの移動経路については、「米海兵隊において検討中」とし、明らかにされていません。また、饗庭野演習場での日米共同訓練にオスプレイが参加すれば、京都府の上空をオスプレイが飛行することになり、当然、京都府にもしかるべき説明があるべきですが、何の説明もなされていません。

いま、安倍内閣が憲法解釈を変更し、集団的自衛権行使をねらっており、今回の京丹後市への米軍専用レーダー基地の配備も、オスプレイの日米合同訓練への参加も、その延長線上で起こっていることであり、絶対に認められません。

以上、わが党提案の意見書案6件への賛同を求めるものです。

3会派提案の「大規模災害対策の促進を求める意見書」案ですが、大規模災害に備えて、道路、橋、トンネル、水道管といったインフラ構造物の点検、維持修繕・更新など老朽化対策が喫緊の課題であるにもかかわらず、予算が減らされてきたことが問題であり、改善が求められていることは言うまでもありません。しかし、安倍内閣・自公政権が国会に提出している「防災・減災等に資する国土強靱化基本法案」の規定する「国土強靱化」のおもな目的は、国際競争力の向上に資する強靱な国土づくりです。この「国際競争力の向上に資する」事業とは、高速道路や新幹線、港湾、空港など巨大開発事業です。しかも、社会インフラ老朽化の危険から国民のいのち・安全を守ることは、国土強靱化の目的にはなっていません。結局、防災・老朽化対策の重視とは名ばかりで、大規模災害を口実に、新規の大型開発事業を見直すどころか、継続・拡大させる根拠にされるものにならざるをえません。そういう「国土強靱化基本法」の趣旨に沿って、防災・減災対策を強化することには賛成できません。

3会派提案の「私学教育の振興に関する意見書」案については賛成するものですが、保護者の経済的負担の軽減をはかるうえでも、公立高校授業料無償化に伴って実施された私立高校生への就学支援金制度に所得制限の導入は行うべきではない、ということを強調しておきます。

以上で、討論を終わります。

日本共産党の島田敬子でございます。

会派を代表し、ただいま議題となっております20議案のうち、第3号議案「京都府府税条例一部改正の件」、第15号議案「桂川流域下水道洛西浄化センター建設工事請負契約締結の件」の2件に反対し、他の議案に賛成の立場から討論を行います。

まず、台風18号災害関連予算についてです。

豪雨から半月を迎えましたが、被害は甚大であり、災害復旧はこれからです。我が党議員団としても、府下の実態調査を踏まえて要望もさせていただき、今回、国の制度にない床上浸水の家屋への支援や中小企業の設備更新のための支援など実施されることとなりますが、被災者の暮らしの再建と生業の再建の点でまだまだ十分といえません。一層の拡充を求めておきます。さらに、大規模災害ごとの対応による臨時的対応ではなく、災害被災者支援の恒常的法制度の整備が必要であり、国に対し強力に要望していただきたいと考えます。

さらに、公共事業の在り方について、国管理河川および府の管理河川などの改修、維持管理にあたっては抜本的に予算の増額が必要です。

また、発災時には台風23号災害の教訓を踏まえ、現場土木事務所や振興局職員などが道路封鎖などを行い、一人の犠牲者も出さなかったこと等、現場での奮闘に敬意を表するものですが、管理職や現場職員が被災現場にたどり着けなかったところなど、圧倒的な人員不足も指摘されています。振興局や土木事務所の再編によって現場での連絡や迅速な対応について課題はなかったか、土木事務所の在り方等も含めて、ぜひ検証をいただくことを強く要望します。

また、事業執行にあたって、昨年の府南部災害の復旧業務と14か月予算の執行に加え、今回の台風災害復旧事業が加わり、現場は限界だという声が出されています。現に、罹災証明の発行のための査定業務をふくめ、被害の全容の把握はまだ途上であることから、事業執行体制の強化を強く求めます。臨時的に、職員の前倒し採用や他府県からの応援を要請されておりますが、行政改革による度重なる人員削減の影響は否定できません。必要な人員の確保など含めた組織体制の強化を強く要望しておきます。

次に、第1号議案平成25年度京都府一般会計補正予算について、賛成をするものですが、数点、指摘要望をさせていただきます。

まず、ものづくり産業正規雇用創出事業費ならびに、革新的エネルギーシステム創出事業についてです。我が党議員団が繰り返し求めてきた正規雇用の拡大目標をようやく持たれたことは一歩前進であります。イノベーションや新産業に集中している点は問題があります。地元中小企業が参画できるよう施策の改善を求めます。

つぎに、府民公募型公共事業について、当初予算ですでに50億円と大きく上積みしていたものに、さらに5億4千万円の上積みを行い総額55億4千万円とし、例年予算額の半分程度を次年度へと繰り越しているものをすべて消化するとしています。府民の要望を早急に実現していくという考え方自体は評価できるものですが、一方で土木事務所などの現場では、先ほども申し上げましたように、負担は極めて重くなっています。

また、工事の発注に関しても、数をこなすためのまとめ発注が常態化しており、本来求められる地域経済への効果など、課題が残されています。今後の予算執行にあたって、技術職員をはじめとした職員の抜本的拡充、地元業者への分割発注の徹底などを重ねて求めておきます。

次に、フレックス高校の建設については、鴨沂高校が使用していた紫野グラウンドに建設されるということですが、フレックス高校の建設ありきですすめてきたために、鴨沂高校の体育やクラブ活動にも支障がでており、これまでの教育条件が後退しないよう、早急な同規模の代替グラウンドの確保を求めておきます。

なお、補正予算に含まれる元金臨時交付金は、そもそも、アベノミクスの緊急経済対策として不要不急の公共工事を含む負担額に応じて交付されるというものです。まさに国いいなりで、それを、今回、大型公共事業を実施するための基金として設置されてきた長期投資準備基金に積立てるものですが、その活用にあたっては、老朽化した社会資本、橋梁や道路、河川改修等の社会的要請と地元中小企業の仕事おこしの願いに応えるべき

と、指摘しておきます。

次に、第3号議案「京都府府税条例一部改正の件」について、不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が取得する一定の不動産について、課税標準を2分の1減額する特例措置を新設するものであります。

現行では、許可事業者に限り認めている不動産特定共同事業の規制を緩和し、一定の目的を満たす特別目的会社、SPCについては届け出のみで事業を行うことを認め、より容易に大手不動産会社の事業拡大と資金調達を助けるものです。

いま、安倍内閣の異常な金融緩和で、あふれたマネーが不動産投機市場に流れ込み、不動産投機、バブルが再燃しようとしています。投機の対象とすべきでない不動産の価格が投機によって乱高下し、地価の値上がりや固定資産税の値上がりなどで住民生活、経済活動に影響を及ぼしかねません。許可を受けた不動産特定共同事業の大半は大企業であり、その大企業の不動産投資に減税措置で支援することはますます経済格差をもたらすものであり、反対です。

つぎに、第15号議案、「桂川右岸流域下水道洛西浄化センター建設工事請負契約締結の件」についてです。下水汚泥の固形燃料化事業を設計・施工、維持管理、補修、更新、販売までDBO方式で府外の独占大企業にすべて丸投げするものであり、問題があります。

またこの技術は「新技術で現時点での劣化予測が困難」と府の検討委員会でも指摘されているとおり、未確立の事業です。耐用年数についてお訪ねしても理事者は「わからない」という答弁でした。それなのに、委託契約期間は20年とされています。コスト削減ができるといわれますが、未確立の技術で今後もし事故等が起これば結果的にはその処理について府民負担が発生する懸念もあります。

安倍内閣は石炭火力発電所の新增設を加速させていますが、再生可能エネルギーの拡大が求められているときに石炭火力発電が増設されることを見越してその固形化燃料を提供することになっていることなど問題が多く、反対です。

また、検討委員会のもとで技術公募に参加した企業は6社で、月島機械をはじめ、下水道協会のお墨付きが与えられた企業のみが入札に参加する条件が与えられており、実際に当初からかかわったところが落札するなど、入札の公平公正性にも課題があることを指摘しておきます。

以上で討論を終わります。ご静聴、ありがとうございました。

台風18号に伴う災害対策に関する意見書

9月15日から16日にかけての台風18号による豪雨により、京都府全域において、河川の氾濫や土砂崩れが発生し、負傷者等の人的被害の他、多数の家屋や嵐山をはじめとする観光地における商業施設の床上・床下浸水及び流木等の漂着、京都特産の宇治茶や京野菜などの農畜産物に対する被害、道路・河川をはじめとする社会資本の損壊など、甚大な被害がもたらされた。

現在、京都府においては、災害救助法を適用した福知山市・舞鶴市をはじめとする被災市町村及び関係機関との連携の下、被災者への支援、復旧等に最大限の努力をしているところである。

しかしながら、被災地の復旧及び被災者の生活再建には、地方自治体による対応だけでなく国による強力な支援が必要である。

については、国におかれては、被災者に対する支援、災害の早期復旧及び災害に強い地域づくりに向け、次の事項について、必要な措置を講じられるよう、強く要望する。

- 1 被災した道路、河川等の公共土木施設、農地、林道等の農林施設や社会福祉施設、学校等文教施設、文化財等の災害復旧に対して支援を行うこと。
- 2 一級河川由良川、桂川等は、平成16年台風23号による浸水被害や計画洪水位の超過などが生じたため河川改修が進められているところであるが、今回、再度、甚大な災害に見舞われたところであり、引き続き災害防止に必要な抜本的改修を早期に強力に進めること。また、府管理河川においても浸水被害解消のため、抜本的な河川改修が可能となるよう特段の財政措置を講じること。
- 3 住宅被害を受けた被災者が、元の生活を取り戻すために必要な各種支援制度について、十分な財政措置を講じるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。
- 4 宇治茶や京野菜、京都米などの農林水産業被害や畜産業被害について、経営意欲を後退させないよう特別措置を講じること。
- 5 今回、被害を受けた嵐山等の観光地に関して、風評被害を防止するとともに、新たな活性化を図ることができるような積極的な支援策を講じること。
- 6 被災中小企業に対し資金繰り支援を行うこと。
- 7 今回の台風18号に伴う災害について激甚災害指定を行うとともに、復旧に要する経費に対し、特別交付税をはじめとする特段の財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

索道事業等に係る軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書

索道事業を営む者のスキー場において、専ら当該スキー場の整備のために使用するゲレンデ整備車または人工造雪機の動力源の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除措置が、平成27年3月末をもって終了することとなる。

当該課税免除措置は、冬季観光産業の中心を担うスキー場の維持、発展に大きく貢献してきたものであり、一たびこれが廃止されるとスキー場の経営維持が困難なものとなり、冬季観光産業全体、ひいては地域経済にも大きな影響を与えることとなる。

については、国におかれては、索道事業等に係る軽油引取税の課税免除措置について、今後も継続されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

大規模災害対策の促進を求める意見書

一昨年の中東大震災以降、全国における地震は、それ以前とは比較にならないほど頻発し、大きな地震もしばしば発生している。そうした中、今後の発生確率が極めて高く、甚大な被害が懸念される「南海トラフ巨大地震」及び「首都直下地震」に対しては、国を挙げて万全の対策が急務となっている。また、日本列島は太平洋、フィリピン海、北アメリカ、ユーラシアの4つの大きなプレートが交わる場所に位置しているため、我が国は地殻変動による地震、津波、火山噴火等の頻発する国といえる。

更に近年増えている局地的豪雨は、地形の急峻さと相まって土砂災害を発生させ、台風等による風水害は大規模な被害をもたらしている。

そこで、国民の生命・財産を守るため、高度経済成長期に整備された道路、橋りょう、上下水道・電気等のライフライン、港湾、河川堤防やダム等の水防・砂防設備といった社会資本の老朽化に対して、計画的な長寿命化を早期に行うとともに、総合的な防災・減災、国土の強靱化を定める基本的理念が必要と考える。

については、国におかれては、次の事項について、早急な対策を講じるよう強く要望する。

記

- 1 東日本大震災の教訓を踏まえ、防災・減災及び発災後の迅速な復旧・復興に資する事前措置を実施するための計画及び総点検等を定める「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（衆院で継続審議）の趣旨に沿い、防災・減災対策を強化すること。
- 2 甚大な被害をもたらす恐れのある南海トラフ巨大地震について、津波避難対策の強化を要する地域を指定し、それら地域の対策強化学業の加速化に要する規制緩和および財政上・税制上の特例を定めるよう「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」（衆院で継続審議）の趣旨を踏まえ、南海トラフ巨大地震対策に取り組むこと。
- 3 発生確率が極めて高いといわれる首都直下地震に対して、行政の中核機能を維持するための基盤整備のほか、木造密集地域対策や帰宅困難者対策、住民防災組織への支援強化を盛り込んだ「首都直下地震対策特別措置法」（衆院で継続審議）の趣旨を踏まえ、首都直下地震対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

私学教育の振興に関する意見書

京都府の私立学校は、各校の建学の精神に立脚し、新しい時代に対応する特色ある教育を積極的に展開するなど、本府の公教育の発展に大きく寄与している。

しかしながら、少子化による生徒数の大幅な減少や、依然として好転の兆しが見えない経済・雇用情勢による生徒の就学への影響等、私立学校の経営は、過去に例を見ない厳しい状況にある。また、今後想定される南海トラフ巨大地震への備えや東日本大震災の教訓から、学校施設の耐震化は急務となっている。

我が国の教育の将来を思うとき、公私あいまの教育体制が維持されてこそ、教育水準の向上と公教育の健全な発展が可能となり、個性化及び多様化が求められる時代にあって、将来を担う人材の育成という要請にも応えうるものである。

そのためにも、公立学校に比べ財政基盤がぜい弱な私立学校の経営基盤の維持向上や教育環境の充実はもとより、学校施設の耐震化等安全対策に万全を期すとともに、保護者の経済的負担の軽減などを図ることが強く求められている状況にある。

については、国におかれては、公教育の重要な一翼を担う私立学校教育の現状と重要性を認識され、私学教育振興の一層の充実・強化を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

鳥獣等被害防止対策の充実を求める意見書

野生鳥獣等による農林水産業の被害は深刻化し、被害は経済的損失にとどまらず、農林漁業者の意欲の減退や耕作放棄地の増加、また海洋生態系に著しい悪影響を与えている。

シカ、イノシシ、サルなど野生鳥獣による農作物被害額は、平成21年以降は毎年200億円を上回っている。鳥獣被害が深刻化している要因として、鳥獣の生息域の拡大、狩猟者の高齢化等に伴う狩猟者数の減少による捕獲圧の低下、耕作放棄地の増加等が考えられる。また、海獣による漁業被害額も近年は20億円を超える状況となっている。

こうした鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年に、議員立法による「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特措法」が全会一致で成立。この法律により、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取り組みを行うことに対して支援措置が実施されることになった。

平成24年には同法の一部改正が行われ、対策の担い手確保や捕獲の一層の推進が図られることになったが、集中的かつ効果的な鳥獣及び海獣による被害防止対策を早急に講じる必要がある。

ついては、国におかれては、鳥獣等被害防止の充実を図るため、次の事項について速やかに実施されるよう強く要望する。

記

- 1 地方自治体への財政支援を充実させるとともに鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充すること。
- 2 狩猟者の確保・育成に向けた対策の強化と支援を拡充し、狩猟者の社会的役割に対する国民的理解と社会的地位向上の促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

建築物の耐震化の促進に関する意見書

大規模な地震発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等について、建築物の耐震診断の義務化と耐震診断結果の公表が決定された。

我が国の経済は緩やかに持ち直しつつあるが、観光産業を担うホテル・旅館等の経営環境は、なお厳しい状況が続いており、診断結果による建築物の耐震改修には多額の費用を要するため、その過重な負担に対する重点的な支援が必要である。

地方自治体においても、地震による建築物の倒壊等被害から住民等の生命、身体、財産を守るために、耐震診断・耐震改修に対する財政支援を行うこととしているところであるが、耐震化の一層の促進のためには、その財源確保が不可欠である。

については、国におかれては、建築物の耐震化を迅速かつ円滑に推進するため、必要な財政支援措置について更なる拡充がなされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

否決、提案：日本共産党、賛成：日本共産党、反対：自民、民主、公明、創生、維新

労働法制の規制緩和をやめ、「ブラック企業」根絶を求める意見書（案）

政府による、労働者派遣法の改悪などの度重なる労働法制の規制緩和により、勤労者の所得は減り続け、若い世代を中心に非正規労働者が急増している。その一方で、大企業は、賃上げを拒否し内部留保を増やし続けており、若者を酷使し使い捨てる「ブラック企業」の横行が、大きな社会問題となっている。

そのもとで、この9月に厚生労働省は、初めて全国4千社の企業に立ち入り調査を開始し、問題があれば監督指導し、違法性があれば送検するとした。京都府内でも90社が対象とされたところである。

ところが、安倍政権は、財界の求めに応じ、規制改革会議を軸に、企業による自由な「首切り」を可能にする「限定正社員」の導入や、残業代未払いを合法化する「裁量労働」の拡大など、労働法制の規制緩和をいっそう押し進めようとしている。これは、「ブラック企業」の若者「使い捨て」を合法化し、さらなる雇用破壊と日本経済の悪化を招くものであり、到底容認できない。

いま、取り組むべきは、これ以上の労働法制規制緩和をやめ、若者を使い捨てる「ブラック企業」を根絶し、労働者派遣法の抜本改正を行なうなど、人間らしく働けるルールを確立することである。

ついては、国におかれては、次の事項について、抜本的な対策を講じるよう求める。

- 1 大企業の内部留保を活用して、労働者の賃金を抜本的に引き上げることを求めるとともに、中小企業への対策を講じながら「最低賃金」を全国で時給1000円以上に引き上げること。
- 2 「限定正社員」導入や「裁量労働」拡大など、労働法制の規制緩和を中止し、若い世代をはじめ、勤労者が安定した仕事に就くことができるよう、労働者派遣法の抜本改正をはじめ、働くルールの確立を進めること。
- 3 「ブラック企業」根絶にむけ、緊急に全ての大企業への調査を行なうとともに、監督指導と、悪質な場合の企業名公表など抜本的対策を講じること。また、労働者の相談窓口の常設と周知など、さらなる対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書

ライフスタイルの多様化や少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化している。非正規労働者や共働き世帯が増えた今、若い世代が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実のギャップに悩む人が少なくない。

中でも、働く貧困層といわれるワーキングプアから抜け出せずに結婚を諦めざるを得ない若者の増加や、仕事と子育ての両立に悩む女性の増加、正規雇用でありながら過酷な労働環境で働き続けることができない若年労働市場の実態など、今の若い世代を取り巻く問題は多岐にわたり、年々深刻さを増している。今こそ国を挙げて、若い世代が安心して就労できる環境等の整備が求められている。

については、国におかれては、若い世代が仕事と生活の調和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現をめざし、一層の取り組みを進めるべく、次の事項について、適切に対策を講じるよう強く要望する。

記

- 1 世帯収入の増加に向けて、政労使による「賃金の配分に関するルール」作りを進めること。また、正規・非正規間の格差是正、子育て支援など、総合的な支援を行うとともに、最低賃金引き上げに向けた環境整備を進めること。
- 2 労働環境が悪いために早期に離職する若者も依然として多いことから、若年労働者に劣悪な労働環境下で仕事を強いる企業に対して、違法の疑いがある場合等の立入調査の実施や悪質な場合の企業名の公表などの対策を強化すること。
- 3 個人のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とするために、地域限定や労働時間限定の正社員など多様な働き方を普及・拡大する環境整備を進めるとともに、短時間正社員制度、テレワーク、在宅勤務などの導入を促進すること。
- 4 仕事や子育て等に関する行政サービスについて、若者支援策がより有効に実施・活用されるよう、利用度や認知度の実態を踏まえ、必要な運用の改善や相談窓口等の周知、浸透等に努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

消費税 8%増税の中止を求める意見書（案）

安倍政権は、来年 4 月からの消費税 8%増税を予定通り実施しようとしている。

税率が 8%に引き上げられれば約 8 兆円の増税となり、1997 年の大増税を上回る、文字通り「史上最大の増税」となる。

安倍首相は増税の大義名分として「社会保障財源のため」と繰り返し説明しているが、実際には 8 月からの生活保護の削減や 10 月からの年金削減など社会保障削減を次々と強行している。その上に消費税増税を強行し、庶民に痛みを押し付けようとしていることは許されない。一方で、6 兆円の「景気対策」と称して、大企業減税と従来型の大型公共事業を実施しようとしていることは重大である。

いま、日本経済は「デフレ不況」が続き、国民の所得は減り続け、物価だけが上がり、暮らしはますます深刻となっている。中小企業は、消費税を販売価格に転嫁できず、円安による原材料の上昇分も価格転嫁できない二重の苦しみにある。

このような中で、増税が実施されれば、国民の暮らしと営業は破壊され、日本経済は奈落の底に突き落とされる。このことは、97 年に 3%から 5%に増税し、大不況に陥った経験から明らかである。

消費税増税に対し、どの世論調査でも「中止すべきだ」「先送りすべきだ」と反対が 7 割から 8 割を占め、国民は消費税増税を認めていない。

ついては、国におかれては、附則 18 条に則って消費税 8%の増税を中止されるよう求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

オスプレイの実動訓練の中止を求める意見書案

この 10 月に滋賀県饗庭野演習場でオスプレイを導入した日米軍事演習が行われることは極めて重大である。

オスプレイは、イラク戦争やアフガニスタン戦争などで米海兵隊が実際に奇襲攻撃で使用している輸送機であり、このオスプレイを導入した日米軍事演習を行うことは、日本の国是である専守防衛に反し、武力の威嚇や行使を禁じた憲法 9 条の精神に反するものである。

オスプレイは、アメリカのネバダ州で墜落炎上事故を起こすなど墜落事故を繰り返しており、危険性が高い欠陥機である。また沖縄などで日米合意を踏みにじり、市街地上空や夜間に爆音をまきちらしながら飛行を繰り返し、住民生活を脅かす元凶の一つとなっている。

関西広域連合が、オスプレイの実動訓練の場所選定を日米地位協定に指定されていない演習場や民間空港まで広げて検討するよう求めたことは、とうてい許されない。「沖縄の負担軽減」を考えるのなら、オスプレイの実動訓練と配備をやめさせ、沖縄辺野古への米軍新基地の建設に反対すべきである。

いま安倍内閣が、憲法解釈を変更し集団的自衛権の行使を容認、オスプレイも導入した日米軍事演習を全国に拡大しようとすることに對して、多くの国民が怒りの声をあげている。京都府京丹後市への米軍レーダー基地建設にも、地元住民をはじめ京都府内一円で反対の声が広がっている。

については、国におかれては、オスプレイの実動訓練を中止し、沖縄など日本への配備をやめるようアメリカ政府に求めることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

社会保障制度の改革「プログラム法案」づくりの撤回を求める意見書（案）

政府は、8月、社会保障制度の改悪スケジュールを詰め込んだ「プログラム法案」の骨子を閣議決定し、今月の臨時国会に提出しようとしている。

閣議決定された骨子案には、来年4月から、70歳から74歳の医療費窓口負担の1割から2割への引き上げや特別養護老人ホーム入居を「要介護3」以上に限る法案を来年の通常国会に提出し再来年には実行する段取りなど、負担と給付削減をもたらすスケジュールが目白押しである。

また、骨子は、「個々の自己努力」を強調しているが、安倍政権の経済政策である「アベノミクス」の推進で、国民の生活はますます深刻になり、雇用破壊の進行と並行して公的な社会保障制度が破壊されれば、暮らしは立ち行かなくなる。

国民に犠牲を強いる制度改悪の段取りや日程をあらかじめ法律にするやり方自体もきわめて異常である。

については、国におかれては、医療・介護・年金・子育てなどの社会保障制度改悪スケジュールをひとまとめにした「プログラム法案」づくりを撤回するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

否決、提案：日本共産党、賛成：日本共産党、反対：自民、民主、公明、創生、維新

介護保険からの軽度者外し中止を求める意見書（案）

政府は、社会保障制度改革国民会議の最終報告とその具体化を進めるプログラム法の骨子で、介護保険で「軽度」といわれる人たちを介護サービスから締め出すための「改革案」を準備している。

「軽度」とは、「要支援1、2」とランク認定を受け、身体や精神の障害のため日常生活に支障があり、支援がなければ要介護になるおそれがある人たちであり、現在全国で約154万人となっている。生活支援が受けられなくなれば、掃除や洗濯、買い物などの援助が必要な一人暮らしの高齢者は、生活が立ち行かなくなる。

最終報告では、介護サービスの対象から切り離して市町村が地域の実情に応じて行うボランティア事業などに委ねるとしていることも重大である。また、「要支援」のサービスを受けることで、介護度が進むことを防いでいる人も多く、「要支援」の介護外しは、高齢者の重症化を進行させ、保険財政を圧迫する危険性もあるなど介護保険制度の根幹をゆるがす問題である。

ついては、国におかれては、介護保険で「軽度」といわれる人たちを介護サービスから締め出すための「改革案」づくりを中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

否決、提案：日本共産党、賛成：日本共産党、反対：自民、民主、公明、創生、維新

年金改悪中止を求める意見書（案）

政府は、9月3日、年金の支給額を1%引き下げる政令を閣議決定し、今月から公的年金の給付額は大幅に引き下げられる。これは、昨年11月にわずか3時間余の審議で強行採決された「物価スライド特例分」の解消を口実とする2.5%の年金削減のうち、最初の1%分である。

これに対して、「年金の引き下げ、消費税の増税では、ダブルパンチ。とうてい許せない」という声や、政府が誘導した円安などの影響で食料品、光熱費などが値上がり、年金生活者への負担は「がまんも限界」と悲痛な声が広がっている。

年金支給額の引き下げは、高齢者の生存権を脅かすだけでなく、内需をますます冷え込ませ、ただでさえ深刻な不況の事態にある京都の地域経済に大きな影響を与えることになる。

ついては、国におかれては、本年10月からの年金1パーセントの引き下げの閣議決定は撤回し、「物価スライド制」を適用した年金制度の改悪を中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月定例会議案等議決結果

議員提出

件名	議決 月日	議決 結果	賛否の状況					
			自民	民主	共産	公明	創生	維新
台風18号に伴う災害対策に関する意見書案	9月20日	原案 可決	○	○	○	○	○	○
索道事業等に係る軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書案	10月3日	原案 可決	○	○	○	○	○	○
大規模災害対策の促進を求める意見書案	10月3日	原案 可決	○	○	×	○	○	○
私学教育の振興に関する意見書案	10月3日	原案 可決	○	○	○	○	○	○
鳥獣等被害防止対策の充実を求める意見書案	10月3日	原案 可決	○	○	○	○	○	○
建築物の耐震化の促進に関する意見書案	10月3日	原案 可決	○	○	○	○	○	○
労働法制の規制緩和をやめ、「ブラック企業」根絶を求める意見書案	10月3日	否決	×	×	○	×	×	×
若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書案	10月3日	原案 可決	○	○	×	○	○	○
消費税8%増税の中止を求める意見書案	10月3日	否決	×	×	○	×	×	×
オスプレイの実動訓練の中止を求める意見書案	10月3日	否決	×	×	○	×	×	×
社会保障制度の改革「プログラム法案」づくりの撤回を求める意見書案	10月3日	否決	×	×	○	×	×	×
介護保険からの軽度者外し中止を求める意見書案	10月3日	否決	×	×	○	×	×	×
年金改悪中止を求める意見書案	10月3日	否決	×	×	○	×	×	×
決算特別委員会設置の件	10月3日	可決	○	○	○	○	○	○
決算特別委員会委員選任の件	10月3日	選任	○	○	○	○	○	○
議員派遣の件	10月3日	可決	○	○	○	○	○	○
関西広域連合議員の選挙の件(中川貴由君当選)	10月3日							

議案採択結果

知事提出

議案番号	件名	議決月日	議決結果	賛否の状況					
				自民	民主	共産	公明	創生	維新
第1号	平成25年度京都府一般会計補正予算(第3号)	10月3日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第2号	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	10月3日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第3号	京都府府税条例一部改正の件	10月3日	原案可決	○	○	×	○	○	○
第4号	京都府議会議員及び京都府知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例一部改正の件	10月3日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第5号	個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例一部改正の件	10月3日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第6号	京都府地球温暖化対策条例一部改正の件	10月3日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第7号	京都府地球温暖化対策等推進基金条例一部改正の件	10月3日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第8号	京都府災害救助基金条例一部改正の件	10月3日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第9号	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例一部改正の件	10月3日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第10号	京都府河川の占用等に関する条例一部改正の件	10月3日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第11号	京都府立都市公園条例一部改正の件	10月3日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第12号	京都府府営住宅条例一部改正の件	10月3日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第13号	新総合資料館(仮称)新築工事請負契約締結の件(電気設備工事)	10月3日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第14号	新総合資料館(仮称)新築工事請負契約締結の件(機械設備工事)	10月3日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第15号	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター建設工事請負契約締結の件	10月3日	原案可決	○	○	×	○	○	○
第16号	京都府漁業巡視艇建造工事請負契約締結の件	10月3日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第17号	新設高等学校(京都市地区)校舎新築工事請負契約締結の件	10月3日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第18号	財産取得の件	10月3日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第24号	平成25年度京都府一般会計補正予算(第4号)	10月3日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第25号	平成25年度京都府流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)	10月3日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第26号	公安委員会委員の任命について同意を求める件	10月3日	同意	○	○	○	○	○	○
第27号	取用委員会委員の任命について同意を求める件	10月3日	同意	○	○	○	○	○	○
第28号	取用委員会予備委員の任命について同意を求める件	10月3日	同意	○	○	○	○	○	○
第29号	監査委員の選任について同意を求める件	10月3日	同意	○	○	×	○	○	○